

## 植物品種等海外流出防止緊急対策事業

【300百万円】

### 対策のポイント

我が国の農産物輸出力強化のため、植物品種の海外での知的財産権保護により、日本の品種の海外流出を防止します。

### <背景/課題>

- ・農産物輸出は、販路拡大の重要な手段であるとともに、高品質な日本産品を多く輸出できるようにすることで農業者の所得の向上が期待されており、平成28年5月にとりまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」においては、輸出環境の整備の柱として「本物を守る」ための海外での知的財産権の取得等への支援が位置づけられています。
- ・我が国で育成された高品質な品種は、我が国農産物の強みを生んでおり、海外の輸出市場でも高い評価が期待されていますが、そのためにはそのような優良な品種が海外流出し、無断で増殖されないよう対策を講じることが不可欠です。
- ・しかしながら、植物品種の海外登録は国内販売開始後4年（果樹は6年）と申請期限が限られているため、既に、当該国において育成者権の保護のために必要な申請の期間が経過してしまった品種が多数あります。この場合、その品種の海外での栽培を差し止めることができないことから、我が国からの当該農産物の輸出の妨げになり、農業者の所得向上に影響を及ぼす恐れがあります。
- ・このような事態に対応するため、**海外での育成者権保護の取組を行うことが急務**となっているところであり、そのために海外における品種登録出願に対する支援を行う緊急対策を実施する必要があります。

### 政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大  
(7,451億円（平成27年）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））)

### <主な内容>

輸出重点国等で品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力強化につながるものについて、第三国での栽培を防止するための海外出願に係る経費の支援を行うとともに、当該国への出願のためのマニュアルの作成、相談窓口の設置を行います。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課（03-6738-6443）]

# 植物品種等海外流出防止緊急対策事業 【300百万円】

- 農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な品種が海外で無断で増殖されないよう対策を講じることが不可欠であるが、これまで知的財産の保護対策が不十分。  
海外で育成者権の保護を求められる期間は国際条約で制限があり、既に栽培を差し止めることができない品種も多く、我が国からの輸出の妨げになる。
- 海外での品種登録は、我が国の農産物輸出力強化の観点から緊急に対応する必要。
- このため、海外における品種登録出願に対する支援を行うことにより日本の品種の海外流出を防止する。

## 海外出願マニュアル作成・相談窓口の設置と出願経費の支援

### 民間団体等(事業実施主体)

#### (1) 海外出願マニュアル作成

主要国への品種登録出願から登録までの関係法令、出願申請書のひな形等を作成

#### (2) 相談窓口の設置

(弁護士、弁理士等)

#### (3) 海外品種登録経費の支援

輸出重点品目である優良品種の海外出願に係る経費を支援

広く周知

①海外出願の相談

②回答  
(定額補助)

育成者権者

④出願経費の支援 (定額補助)

国内・海外の代理人 (弁護士事務所等)

③出願

海外の品種審査当局

我が国輸出農産物と競合し得る優良品種の海外での生産を防止し、輸出促進に貢献